

水道光熱費の仕訳パターン別 事例集



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年12月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

水道光熱費の仕訳パターン別 事例集

水道光熱費の概要と管理・仕訳区分

水道光熱費とは？

会社の経営において使用される水道代、ガス代、電気代、熱供給エネルギー等に要する経費です。節税のためにも漏れなく計上することが重要です。

管理方法と勘定科目

基本的に「水道光熱費」を使用します。どの支出が多いか判断したい場合等は「電気料金」「水道料金」「ガス料金」として分けて計上・管理することも可能です。

会計上の区分（表示箇所）

・法人：「販売費及び一般管理費」区分として処理する。

・個人事業主：「（必要）経費」区分として処理する。

※個人で自宅兼事務所の場合は、仕事で使用した分のみを経費とする「家事按分」の計算が必要。

水道光熱費の仕訳パターン別 事例集

原則として経費は発生主義で計上するので、金銭のやり取りがまだ行われていなくても、取引が実際に発生した時点で経費を計上します。

【例】 発生時（請求時）

（借） 水道光熱費 / （貸） 未払金

引落時

（借） 未払金 / （貸） 普通預金

※ただし、同じ会計処理の方法を継続して運用することを前提に、支払時に経費計上することも認められています。

【事例①】 法人の仕訳（全額経費）

- 対象：法人

- 状況：事務所の1か月のガス代 20,000円が、普通預金より引き落とされた。

仕訳のポイント

- 原則として会社の経営に使用される支出は経費となるため、勘定科目「水道光熱費」を用いて仕訳を行う。
- 区分は「販売費及び一般管理費」となる。

借方科目	金額	貸方科目	金額
水道光熱費	20,000円	普通預金	20,000円

水道光熱費の仕訳パターン別 事例集

【事例②】個人の仕訳（プライベート口座から引落）

- ・対象：個人事業主（自宅兼事務所）
- ・状況：1か月の電気代 3万円が「プライベート用の口座」から引き落とされた。
- ・按分：全体の25%を仕事用で使っている。25%が事業に直接必要であることを明確に証明できる根拠がある。（ $3\text{万円} \times 25\% = 7,500\text{円}$ が経費）

仕訳のポイント

- ・引き落とし口座がプライベート用の場合は、普通預金の残高を帳簿に記載する必要がない。
- ・そのため、経費になる部分（7,500円）のみ仕訳を行う。
- ・貸方勘定科目は「事業主借」を用いる。

借方科目	金額	貸方科目	金額
水道光熱費	7,500円	事業主借	7,500円

水道光熱費の仕訳パターン別 事例集

【事例③】個人の仕訳（仕公用口座から引落）

- 対象：個人事業主（自宅兼事務所）
- 状況：1か月の電気代 3万円が「仕公用の口座」から引き落とされた。
- 按分：条件は事例②と同じ（経費分は7,500円）。

仕訳のポイント

- 引き落とし口座が仕公用の場合は、普通預金の残高を帳簿に記載する必要がある。
- そのため、「経費になる部分」と「プライベートで使った部分」の両方を仕訳する。
- プライベートで使った部分（22,500円）の勘定科目は「事業主貸」を用いる。

借方科目	金額	貸方科目	金額
水道光熱費	7,500円	普通預金	30,000円
事業主貸	22,500円		